

運営規程（重要事項説明書）

(社会福祉法人凜の会 岡本保育所)

施設名称	社会福祉法人凜の会 岡本保育所（令和6年4月1日開設）
施設の目的	児童福祉法に基づく乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営の方針	<p>『 子育ては、保護者と保育所と一緒に 』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分のことは自分でできる子ども ・生き生きとあそべる子ども ・感性の豊かな子ども ・仲間とともにやりとげることを喜べる子ども
提供する教育・保育の内容	<p>通常保育（7時から17時59分59秒まで）</p> <p>延長保育（通常保育終了後18時59分59秒まで）</p>
職員の職種、員数、職務内容	<p>所長 1名 保育所業務の総括</p> <p>主任保育士 2名 所長の補佐、保育士の統括、保育業務の管理等</p> <p>副主任保育士 2名 主任保育士の補佐、主任保育士不在時の代理等</p> <p>保育士 児童福祉施設最低基準に基づく最低基準人数以上 保育士業務全般（保育計画、保育の実施、保育記録、家庭連絡等）</p> <p>看護師 保健衛生業務全般及び保育業務</p> <p>調理員（栄養士、調理師等） 3名 給食業務全般に従事</p> <p>事務員兼務 1名 事務業務全般</p> <p>嘱託医 小児科医 1名 小児歯科医 1名 入所児童の健康管理及び健康管理に関するアドバイス等</p>
教育・保育の提供を行う日、時間	<p>開所日 以下に掲げる休日以外</p> <p>休日 ①日曜日及び祝日 ②毎年12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>開所時間 午前7時から午後5時59分59秒まで (6時以降延長保育) <u>※延長保育は土曜日はありません</u></p> <p>※保育短時間認定子どもの保育時間 午前9時から午後4時59分59秒時まで</p>
特定教育・保育施設の設置者の業務管理体制の整備について	<p>法令を遵守するための体制の責任者 社会福祉法人凜の会 理事長 江寄 克己 (法令遵守責任者)</p>

保護者から受領する利用者負担の種類、理由、金額	<p>保育料</p> <p>市が金額を決定し、保護者が市に納付（0歳児、1歳児、2歳児） 上乗せ徴収 なし</p> <p>実費徴収</p> <p>副食費（3歳児、4歳児、5歳児 4,500円） 日本スポーツ振興センター保険 240円（全園児 毎年） 体操帽 1,200円（全園児 入園児・必要時） うた口 470円（4歳児、5歳児）令和6年度末まで 鍵盤ハーモニカ 5,800円 令和7年度から 観光バス使用時の保護者負担 1,500円/1回（5歳児のみ） その他</p>								
利用定員	<table border="0"> <tr> <td>0歳児</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>1、2歳児</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>3、4、5歳児</td> <td>64人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100人</td> </tr> </table> <p>※入所状況によって利用人数は変わることがあります。</p>	0歳児	8人	1、2歳児	28人	3、4、5歳児	64人	合計	100人
0歳児	8人								
1、2歳児	28人								
3、4、5歳児	64人								
合計	100人								
利用の開始、終了に関する事項、利用に当たっての留意事項	<p>利用の開始 春日市が保育の実施について決定した時</p> <p>利用の終了 児童が就学した時 児童の保護者が法が定める2号又は3号認定の支給要件に該当しなくなった時 その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき</p> <p>留意事項 利用の申込みが定員を超えた場合は、春日市と利用調整のうえ入所決定する。</p>								
緊急時等における対応方法	<p>岡本保育所各種マニュアルに基づき対応</p> <p>※緊急時対応マニュアル (事故・災害発生時の対応、保健・衛生管理について)</p>								
非常災害対策	<p>消防計画に沿って、毎月1回（火災9回、地震2回、水害 1回 不審者 1回）避難訓練を行う。</p> <p>非常災害時は、園内の安全な場所に避難し、必要に応じて春日北小学校へ避難する。</p>								
虐待の防止のための措置に関する事項	<p>春日市子育て支援センター、嘱託医、児童相談所他関係機関と連携し、虐待防止に努める。</p>								
その他施設の運営に関する重要事項	<p>苦情解決、個人情報保護については、規定を整備</p>								